

令和6年第2回臨時会

中川村議会会議録

中川村議会

令和6年第2回中川村議会臨時会議事日程

令和6年5月16日(木) 午前9時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期の決定について
 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
 [令和5年度LGWAN系ファイルサーバ等購入変更契約の締結について]
 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 [中川村税条例の一部を改正する条例の制定について]
 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
 [中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について]
 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和5年度中川村一般会計補正予算(第8号)]
 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)]
 日程第8 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)]
 日程第9 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
 [令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)]
 日程第10 議案第1号 令和6年度中川村歴史民俗資料館新築改修工事請負契約の締結について

出席議員(10名)

- 1番 片桐邦俊
 2番 松村利宏
 3番 中塚礼次郎
 4番 長尾和則
 5番 桂川雅信
 6番 山崎啓造
 7番 島崎敏一
 8番 大島歩
 9番 大原孝芳
 10番 松澤文昭

欠席議員(0名)

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|-----------------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長 | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊 | 住民税務課長
会計管理者 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長 | 松崎俊貴 |
| 建設環境課長 | 宮崎朋実 | リニア対策室長 | 小林好彦 |
| 教育次長 | 上山公丘 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤清隆
 書記 座光寺てるこ

令和6年第2回中川村議会臨時会

会議のてんまつ

令和6年5月16日 午前9時00分 開会

- 事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 御参集、御苦労さまです。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまより令和6年第2回中川村議会臨時会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。
ここで村長の挨拶をお願いします。
- 村長 おはようございます。(一同「おはようございます」)
令和6年5月中川村議会第2回臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ御多用の中、定刻に御参集をいただき、誠にありがとうございます。
3月定例会で令和6年度の一般会計、3つの保険事業特別会計及び2事業会計を原案どおりお認めいただきました。続いて令和6年度会計年度が始まり、それぞれの予算執行が行われております。
4月17日の議会全員協議会で庁側からの説明を行って以後の村及び広域連合関係で取組を行いました事業の主立ったものについて報告をいたします。
まず、4月21日に中川村消防団春期訓練及び観閲式をサンアリーナで行いました。新幹部団員の指揮の下、短期間での訓練としては統率が執れておりまして、特にラッパ吹奏披露では仕上がりが見事であるとの来賓関係者の声が上がっております。団員資質を磨き、いち早い消火活動、水防等警戒活動、人命捜索など、村民の期待に応えるべく精進をしていただきたいと思います。
今年度は、女性団員4人——うち1名につきましては一般団員であり、救護班に所属をしております。再入団員4人を含む16人が新たに入団し、全体では特別消防団員61人を含む総団員174人での団活動が始まっております。
4月22日には、中川村と南信空撮代表中西徹氏、この方は沖町地区の出身であります。との間で中川村地域の安全等に関する包括連携協定を締結いたしました。
能登半島地震では報道されない数多くの山腹崩落を引き起こしておりまして、沢をせき止めて河道閉塞を起こすなどもしております。国土交通省の要請で、中西氏らは、全国のドローン操縦者とともに、人の踏み込めない山間地の災害撮影、測量で立体地形図面を起こすなど、ドローンの力を遺憾なく発揮してきた経験を基に村との間で連携協定を結んだものであります。
人命捜索や災害発生時の孤立集落との連絡のほか、農産物の生育状況や病虫害防除をはじめ、小中学生の安全操作教育など、いろんなところで力を発揮するドローンの役割に大きな期待が膨らむものであります。

4月29日、世田谷区立兵庫島公園——多摩川河川敷でありますけれども、二子玉川花みず木フェスティバルに中川村物産展のブースを出して物販、地域の皆さんと交流をしてみいました。

人形浄瑠璃を介しての交流の主体である二子玉川小・中川西小交流協議会のメンバー、中川人形芝居保存会、西小学校教頭・担任の先生、西小児童会長に加えて観光交流センター職員と物産・交流担当課の2課長が参加をしてみいました。私も参加し、世田谷区長をはじめ関係者に御挨拶して村のPRを行うつもりでありましたが、急な腰痛に耐えられず欠席をいたしました。

フェスティバルの様子は、エコーシティー・駒ヶ岳——CEK11チャンネルで録画放送されたのを御覧になった方も多いかと思います。

農産物があまりない時期の物販と捉えるよりも交流を通して村を知ってもらう機会というふうに考えますと出店の意味は少なからずあるという職員の感想もありまして、6月8日に二子玉川小学校体育館で行われます人形浄瑠璃里帰り公演には私も同行してきちんと御挨拶をしてくるつもりです。

5月10日は、快晴の下で飯沼上の平棚田において総勢90人ほどの参加で稲の手植え、機械植えが行われました。

ばばな農園の管理になって2年が経過し、伊那食品工業株式会社新入社員三十余名、米澤酒造社員、地元飯沼の関係者の皆さん、村職員、JA中川支所、そして上伊那地域振興局職員など県職員が20名と多くが参加し、かつてない参加者数で、昨年より水田面積が増えた棚田で田植ができたこと、伊那食品工業新入社員や若い県職員の皆さんたちは初めて手植えされた方もいるようでありまして、楽しくかつ貴重な体験の1日になったのではないかとこのように思っております。

5月の連休は久々の大型連休となり、観光地は外国人観光客が溢れている光景と円安で国内観光に切り替えた日本人が多かったという報道に見られるように、インバウンド観光需要が堅調であります。

駒ヶ根高原の入客数が昼神温泉入客数を初めて上回ったとの報告もありまして、長野伊那谷観光局での南信州観光公社と連携したそれぞれの強みをつなぐ新しい観光地づくりの取組がリニア時代を見据えたときに必ず世に出てくるだろうというふうに考えるところです。

本日、臨時会に議論をいただきたく願いますのは、報告が1件、承認が6件と工事請負契約の1議案でございます。

報告・承認案件は、いずれも長の権限で専決処分した購入備品の増額変更、中川村税条例・国保税条例の一部改正及び令和5年度の一般会計等の補正予算でありまして、後ほど副村長、担当課長からそれぞれ説明を申し上げます。

議案につきましては、先頃、中川村歴史民俗資料館新築改修工事の一般競争入札を執行いたしまして、落札事業者と工事請負契約を締結するのに議会議決を必要とするものでございます。

承認案件、議案、ともお認めいただくことを改めてお願いし、開会に当たっての御挨拶

〇議長 拶といたします。
 よろしくお願ひします。
 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
 本臨時会の会議録署名議員は、議会会議規則第127条の規定により3番 中塚礼次郎議員及び4番 長尾和則議員を指名します。
 日程第2 会期の決定についてを議題とします。
 お諮りします。
 本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
 〇議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。
 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について
 〔令和5年度LGWAN系ファイルサーバ等購入変更契約の締結について〕
 を議題とします。
 報告第1号の説明を求めます。
 〇地域政策課長 報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。
 地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について次のように専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告いたします。
 専決番号は第2号、令和6年3月25日専決であります。
 令和5年度LGWAN系ファイルサーバ等購入変更契約の締結について、令和6年1月22日、令和6年第1回中川村議会臨時会議案第1号でお認めいただきましたLGWAN系ファイルサーバ等機器の更新に伴う財産の取得ですが、新サーバーでのファイル管理を適切に実施するために管理システム提供事業者による運用サポート期間の延長が必要となったことから12万3,200円を増額し、契約額を832万9,200円に変更するものであります。
 契約者は記載のとおりであります。
 以上、御報告いたします。
 〇議長 以上で報告を終わります。
 お諮りします。
 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
 及び
 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
 を議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長 異議なしと認めます。よって、日程第4 承認第1号及び日程第5 承認第2号を一括議題とします。
 提案理由の説明を求めます。
 〇住民税務課長 承認第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。
 今回の条例改正は地方税法等の一部改正に伴う改正で、法律等が令和6年4月1日から施行されることに伴い中川村税条例の一部改正を行ったもので、地方自治法の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めます。
 今回は、令和6年度分の個人住民税の定額減税措置に係る条文の追加のほか、能登半島地震改正法に係るもの、また固定資産税の評価替えに係る調整措置などが主な改正です。
 例規集は第1巻1751ページからになります。
 お手元にお配りしてありますA3横版の資料1に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。
 1ページ、第51条 村民税の減免、第71条 固定資産税の減免及び第139条の3 特別土地保有税の減免につきましては、事由が明確であり減免が必要と認められるものについて職権による減免を可能とする規定の追加です。
 以降は附則の改正となります。
 附則第5条の2 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例は、令和6年1月に発生した能登半島地震により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは個人住民税においてその損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設けるものです。
 附則第6条は法改正に伴う字句の修正となります。
 2ページをお願いいたします。
 附則第7条の5から4ページの附則第7条の8までは個人住民税の定額減税に関する規定の新設となります。
 全協で御説明しましたとおり、令和6年度分の個人住民税において納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき1万円の現在を行うものであります。
 2ページ、附則第7条の5は令和6年度分の個人村民税の特別税額控除、続いて附則第7条の6は令和6年度分の個人村民税の納税通知書に関する特例についての規定です。
 3ページをお願いします。
 附則第7条の7は令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人村民税に関する特例について、4ページの下段、附則第7条の8は令和7年度分の個人村民税の特別税額控除についての規定となります。
 ここまでが定額減税に関する追加となります。
 5ページをお願いします。
 附則第8条は、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について適用後のものと

なるよう読替規定の追加と法改正による項ずれ等の修正です。

附則第 10 条の 2 は課税標準の特例措置の見直しによるわがまち特例に係る改正です。

新たに、第 8 項として一定の特定バイオマス発電設備に係る規定と、第 17 項として一体型滞在快適性等向上事業に係る規定を加えます。

また、第 15 項を削除し、第 8 項から第 20 項までの項ずれを改めます。

附則第 10 条の 3 第 3 項に申告書の提出がなくとも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする新築の認定長期優良住宅に係る規定を加え、第 3 項から第 13 項までの項ずれを改めます。

6 ページをお願いします。

2 段目の附則第 11 条、附則第 11 条の 2、附則第 12 条、附則第 12 条の 2、附則第 13 条及び附則第 15 条は、土地に係る固定資産税の負担調整措置として負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を 3 年延長する年度の更新に係る修正となります。

7 ページをお願いします。

附則第 16 条の 3、附則第 16 条の 4、附則第 17 条、附則第 18 条、附則第 19 条、附則第 19 条の 7、附則第 19 条の 9、附則第 19 条の 10 につきましては、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額についての読替規定が追加となるものです。

施行期日は附則第 1 条のとおり令和 6 年 4 月 1 日であります。

固定資産税に関する経過措置を附則第 2 条で定めております。

続きまして承認第 2 号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正は地方税法等の一部改正に伴う改正で、法律等が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い中川村国民健康保険税条例の一部改正を行ったもので、3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課額に関する基準額について、保険料負担の公平性の確保及び低所得層の保険料負担の軽減を図るための課税限度額の見直し及び保険料軽減判定に係る算定基礎額の見直しの改正等であります。

例規集は第 1 巻 2051 ページからになります。

お手元にお配りしてあります A 4 横版の資料 2 に沿って御説明いたしますので、条例及び新旧対照表と併せて御覧ください。

第 2 条第 3 項は課税額の改正となりますが、後期高齢者支援金等課税額の限度額を 22 万円から 24 万円に引き上げるものです。

第 23 条の国保税の減額に係る改正ですが、第 1 項は第 2 条の課税限度額の改正に合わせて改正するものであります。

また、負担軽減措置の見直しにより第 2 号で 5 割軽減世帯に係る被保険者数に乗すべき金額を 29 万円から 29 万 5000 円とし、第 3 号では 2 割軽減世帯に係る被保険者数に乗すべき金額を 53 万 5,000 円から 54 万 5000 円とするものです。

○議 長

試行期日は令和 6 年 4 月 1 日です。

適用区分については資料の記載のとおりであります。

以上、御承認のほどよろしくお願いいたします。

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

まず承認第 1 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、承認第 1 号は承認することに決定しました。

次に承認第 2 号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長

全員賛成です。よって、承認第 2 号は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程第 6 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和 5 年度中川村一般会計補正予算（第 8 号）〕

日程第 7 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和 5 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕

日程第 8 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和 5 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）〕

日程第 9 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

〔令和 5 年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）〕

以上の承認案件 4 件については、令和 5 年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

異議なしと認めます。よって、日程第 6 承認第 3 号から日程第 9 承認第 6 号ま

○副 村 長

での4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

それでは、承認第3号 令和5年度中川村一般会計補正予算（第8号）について御説明をいたします。

今回の補正予算は、令和5年度の最終執行見込みにより予算の調整を行い3月31日付で専決処分を行ったものであります。

議案書に沿って御説明をいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正は、既定予算の総額に2,880万円を追加し、総額を47億8,560万円とするものであります。

第2条は継続費の補正、第3条は繰越明許費の補正、第4条は地方債の補正について定めるもので、それぞれの表によるものであります。

1ページからは第1表 歳入歳出予算補正で、款項区分別の補正額及び補正後の予算額であります。

6ページをお願いします。

6ページ、第2表 継続費は、表にあります2事業の継続費予算について、最終執行見込みにより補正を行うものであります。

7ページからの第3表 繰越明許費補正は、予算の一部を翌年度へ繰り越す必要が生じた事業の追加と既定の繰越事業について各事業の最終執行見込みにより繰越額の補正を行うものであります。

10ページの第4表 地方債補正につきましても各事業の執行見込みによる起債限度額の補正で、地方債全体では1,440万円の減額であります。

次に事項別明細書について御説明をいたします。

今回は最終執行見込みによる予算の調整が主なものでございますので、細かい説明は省略をさせていただきます。

初めに歳入、14ページ、1款 村税は課税実績収入見込みにより全体で94万4,000円の減であります。

15ページ、2款 地方譲与税は、それぞれ交付額の確定により569万円の増。

16ページからの各種交付金も交付額の確定に伴う補正であります。20ページの11款 地方特例交付金、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、当村では該当がなかったため皆減であります。

21ページ、12款 地方交付税は特別交付税の交付額確定により4,998万2,000円の増であります。

22ページ、14款 分担金及び負担金、それから23ページからの15款 使用料及び手数料も収入見込みによる補正で、分担金、負担金は148万5,000円の増、使用料及部手数料は107万7,000円の減であります。

25ページからの16款 国庫支出金、27ページからの17款 県支出金は、各事業負担金・補助金等の交付額確定に伴う補正で、国庫支出金は全体で922万2,000円の増、県支出金は2,129万3,000円の減であります。

なお、28ページの農林水産業費の県補助金、農業費補助金の79新規就農者確保緊急円滑化対策事業は1,500万円の減額であります。これにつきましては補正予算（第7号）で予算計上いたしましたが、国の令和5年度補正予算に係る補助事業について事業要望いたしましたが、採択されなかったため減額をするものであります。

30ページの18款 財産収入は積立基金の利子等の補正。

31ページの19款 寄附金は、村内企業・団体からいただいた一般寄附金100万円、民生費寄附金8万円の追加と、ふるさと応援寄附金は収入実績により1,051万3,000円の減額、企業版ふるさと納税は村外の企業からいただきました寄附金500万円の追加であります。御厚志をいただきました皆様に改めてお礼を申し上げます。

32ページの20款 繰入金は新型コロナ対策として事業者支援のため積立てを行っております特別運転利子補給基金の繰入金で、給付実績による減額。

33ページ、22款 諸収入は、いずれも収入実績による補正。

35ページの地方債につきましては、先ほどの第4表 地方債補正に係る事業ごとの起債額の補正であります。

続いて37ページからの歳出について御説明をいたします。

2款 総務費は総体的に不用額の減額で、総務費全体で2,473万4,000円の減であります。

主なものとしては、38ページの6の企画費がふるさと応援寄附金関連事業の寄附実績による返礼品等の経費の減、地方創生推進事業の実績による補助金の減等により1,665万円の減であります。

少し飛びまして42ページ、3款 民生費は全体で2,359万円の減で、社会福祉費の社会福祉総務費が障害者支援事業、福祉医療給付事業の減等により854万6,000円の減。

43ページ、老人福祉費は、老人福祉事業の扶助費等の減、介護保険事業の特別会計繰出金の減等により1,126万6,000円の減であります。

44ページの児童福祉費は、扶助費、職員人件費の減等により377万8,000円の減であります。

46ページからの衛生費も総体的に不用額の減額が主なものであります。4771水道事業費につきましては水道事業会計への3条関係の補助金、4条関係の投資及び支出金の減によりまして1,394万2,000円の減であります。

予防費は新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る令和4年度補助金の精算返還金706万4,000円の追加により502万6,000円の増となっております。

続きまして48ページ、6款 農林水産業費であります。農業費は全体で3,027万3,000円の減で、農業振興費は各種補助金・交付金の交付実績等により2,786万4,000円の減であります。このうち49ページの人・農地問題解決事業は、先ほど歳入で御説明をいたしました新規就農者確保緊急円滑化対策事業1,500万円の減等により1,800万円の減であります。

50ページ、林業費は、林業振興事業の森林造成事業補助金、村有林管理事業、水源

林造成事業の事業実績による減等で1,090万9,000円の減であります。

52 ページ、7 款 商工費は、商工振興事業の各種負担金・補助金の交付実績による減等により818万9,000円の減。

54 ページ、8 款 土木費は、事業実績及び見込みによる補正で、全体で500万4,000円の減であります。道路維持費の道路維持管理費、使用料及び賃借料につきましては、今季の除雪等の実績により335万1,000円の増であります。

56 ページ、9 款 消防費は、上伊那広域消防本部負担金、消防団員出席実績等による報酬の減等で、全体で232万2,000円の減。

58 ページからの10 款 教育費も総体的に執行実績による不用額の減額で、全体で1,256万2,000円の減であります。

60 ページの11 款 災害復旧費は、農林業施設・公共土木施設災害復旧費の事業実績による減額であります。

最後に、62 ページ、14 款 予備費であります。今回の補正予算による収支差額分と翌年度継続費、繰越明許費の繰越し一般財源分7,770万円余を含めて1億6,003万8,000円を増額し、予算の調整を行うものであります。

なお、令和5年度の余剰金につきましては、決算により次年度繰越額が確定した段階で令和6年度の補正予算で基金への積立て等を計上させていただきたいと考えております。

以上、御承認のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、承認第4号 令和5年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ2,100万円を減額し、予算の総額を4億2,700万円とするものです。

それでは6 ページをお願いします。

歳入ですが、国保税収入の見込みが確定し、一般被保険者分と退職者分を合わせて43万6,000円を増額します。

7 ページの県支出金のうち保険給付費等交付金、普通交付金は、一般被保険者療養給付費、療養費及び高額療養費の負担金が確定したため2,050万1,000円を減額するものです。

9 ページの繰入金は、一般会計繰入金が療養給付費と出産育児一時金の実績により105万8,000円減額となります。

10 ページの諸収入は、皆減と一般被保険者延滞金収入分16万1,000円と雑入1万5,000円を増額します。

続いて11 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から22 ページの8 款 諸支出金まで、いずれも事業の実績に伴う更正減です。

23 ページの予備費で収支を調整しました。

次に、承認第5号 令和5年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第4号）をお願いいたします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ200万円を増額し、予算の総額を6億8,500万円とするものです。

5 ページをお願いします。

歳入ですが、保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定し、現年度分と滞納繰越分を合わせて36万円を減額します。

6 ページの国庫支出金は、地域支援事業の補助金が確定したことにより105万7,000円を増額します。

7 ページの支払基金交付金は、介護給付費交付金が確定したため481万1,000円を増額します。

9 ページの繰入金は、介護給付費が見込みより減少したため、全体で336万円を減額します。

10 ページの諸収入は、指定事業所収入などの確定により14万7,000円を減額します。

11 ページからの歳出になりますが、1 款 総務費から18 ページの8 款 諸支出金まで、事業の実績に伴う更正減となります。

19 ページの予備費になりますが、2,698万円を増額し4,589万2,000円となります。介護サービス給付費の減額により、国庫支出金ほか、令和6年度で2,900万円ほどの償還が見込まれます。よって、実際の繰越額は1,700万円ほどとなる見込みとなります。

次に、承認第6号 令和5年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いいたします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ156万3,000円を減額し、予算の総額を6,243万7,000円とするものです。

5 ページをお願いします。

歳入ですが、保険料は収入額の見込みが確定し55万8,000円を減額します。

6 ページの証明手数料は皆減。

7 ページの繰入金は事務費繰入金が確定したため98万8,000円を減額します。

8 ページの諸収入は皆減となります。

9 ページからの歳出ですが、1 款の総務費から11 ページの3 款 諸支出金まで、いずれの事業の実績に伴う更正減です。

12 ページの予備費で収支を調整しました。

以上、御審議をよろしくお願ひいたします。

○議 長

説明を終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

○保健福祉課長

○議 長 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 初めに承認第3号の採決を行います。
 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。
 次に承認第4号の採決を行います。
 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。
 次に承認第5号の採決を行います。
 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。
 次に承認第6号の採決を行います。
 本件は承認することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。
 日程第10 議案第1号 令和6年度中川村歴史民俗資料館新築改修工事請負契約
 の締結について
 を議題とします。
 朗読願います。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 提案理由の説明を求めます。
 ○教育次長 それでは、私のほうから議案第1号 令和6年度中川村歴史民俗資料館新築改修工
 事請負契約の締結について説明させていただきます。
 本工事につきましては、予定価格が5,000万円以上の工事であり、中川村議会の議
 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の定めにより、工事請
 負契約の締結に当たっては議会の議決が必要となります。
 去る5月14日に一般競争入札を行い、施工業者と契約金額が決まりましたので、本
 日ここに提案させていただきます。
 契約の目的は令和6年度中川村歴史民俗資料館新築改修工事、契約の方法は一般競
 争入札による契約で、契約の金額は4億3,780万円、契約の相手方は中川村片桐4030
 番地、宮下・田島特定建設工事共同企業体、代表 宮下進吾氏でございます。
 以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。

これより質疑を行います。
 質疑はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 質疑なしと認めます。
 次に討論を行います。
 討論はありませんか。
 「なし」と呼ぶ者あり
 ○議 長 討論なしと認めます。
 これから採決を行います。
 本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。
 これで本臨時会に付議された事件の審議は全て終了しました。
 ここで村長の挨拶をお願いします。
 ○村 長 中川村議会第2回臨時会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
 本臨時会では、中川村歴史民俗資料館新築改修工事請負契約締結に関する議案をお
 認めいただきました。誠にありがとうございます。年度内完成を目指して工事を進め
 てまいります。
 5月10日に中川村商工会第64回通常総会がありまして、来賓として招待をいただ
 き、出席をしてまいりました。
 昨年一年間での会員の方の異動は、新加入3名、脱退4名で、年度末会員は1名減の
 117会員となっており、後継者・従業員確保に悩みながらも会員数を何とか維持してい
 る姿が浮かんできております。
 また、農業をなりわいとする会員も加入をしてきており、組織体系も委員会構成を
 一部変更し、新たに新産業開発委員会を設置し、村の主要産業である農業支援の足が
 かりとして経営基盤の強化、農業者同士が相互協力して新しい販路や加工品等を生み
 出す取組を事業計画に掲げております。
 異なる者が触れ合い、新しいものが生まれていくコラボレーションの取組が世の中
 の新しい方向であるとも感じ、注目していきたいと思っております。
 当然ながら、主体となる農業の発展の可能性は取り組む者次第でありますので、支
 援を惜しむものではありません。
 果樹の開花時の遅霜を心配していましたが、それもなく、もう安心と考えて
 いた5月10日の朝に霜が降りまして、野菜の苗、醸造用ブドウの定植した苗木に被害
 が出たようであります。全村に及ぶことはないとはいえ、被害農家にとっては痛手
 であり、早い立ち直りを願うばかりであります。
 今年の夏は昨年より一層の猛暑になるという予想もあり、農産物のできの心配もあ
 りますけれども、人ができる対策は取っていかねばならないと今から考えており
 ます。

○議長 | このようことを思いつつ、臨時会閉会の御挨拶いたします。
| ありがとうございます。
| これで本日の会議を閉じます。
| 以上をもって令和6年第2回中川村議会臨時会を閉会いたします。
| 御苦労さまでした。
○事務局長 | 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)
| [午前9時51分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____